

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第一号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十号2(1)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和三年八月二十日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関いずみ

令和三年八月二十一日から令和四年五月三十一日まで